

6 保険給付

介護保険のサービスには、在宅などで利用する居宅サービスと、介護保険施設に入所・入院して利用する施設サービスがある。

(1) 保険給付の状況

各サービスの利用者数

(単位：延べ人数)

区分 \ 年度	14	15	16	17
居宅サービス	102,191	121,940	138,519	149,237
施設サービス	27,513	29,227	30,452	31,817
合計	129,704	151,167	168,971	181,054

居宅サービスの利用状況

居宅サービスは居宅サービス計画(ケアプラン)を作成して利用する。要介護度に応じて保険で利用できるサービスの利用限度額が決まっている。利用者は原則として、限度額内で利用したサービスの1割を負担し、残り9割を保険給付する。ただし、福祉用具購入費、住宅改修費(受領委任払いを除く)の支給などは、一旦全額を支払って、後日申請をすると9割が払い戻されるしくみ(償還払い)となっている。

居宅サービスの受給者数

(単位：延べ人数)

年度	区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	1ヶ月平均
	14	受給者数	16,728	35,239	19,701	13,572	9,641	7,310	102,191
	構成比	16.4%	34.5%	19.3%	13.3%	9.4%	7.1%	100%	
15	受給者数	18,293	43,824	21,893	16,687	12,347	8,896	121,940	10,162
	構成比	15.0%	35.9%	18.0%	13.7%	10.1%	7.3%	100%	
16	受給者数	16,029	53,665	24,207	19,286	14,562	10,770	138,519	11,543
	構成比	11.6%	38.7%	17.5%	13.9%	10.5%	7.8%	100%	
17	受給者数	15,055	58,518	27,717	21,039	15,890	11,018	149,237	12,436
	構成比	10.1%	39.2%	18.6%	14.1%	10.6%	7.4%	100%	

居宅サービス種類別利用人数

(単位:延べ人数)

サービスの種類	14年度	15年度	16年度	17年度
訪問介護	61,767	76,294	87,819	92,662
訪問入浴介護	6,935	7,547	7,123	6,540
訪問看護	12,958	14,654	16,256	16,908
訪問リハビリテーション	1,186	1,216	844	789
通所介護	28,800	32,838	38,027	43,531
通所リハビリテーション	8,719	9,987	10,762	11,448
福祉用具の貸与	41,798	52,509	60,744	66,931
短期入所	8,111	8,983	9,442	10,134
居宅療養管理指導	12,773	14,863	16,685	17,982
認知症対応型共同生活介護	429	951	1,713	2,348
特定施設入所者生活介護	2,649	3,811	5,562	6,998
居宅介護支援	95,947	114,313	128,926	137,583
福祉用具購入費	2,030	2,202	2,123	2,209
住宅改修費	1,530	1,799	1,687	1,769
合 計	285,632	341,967	387,713	417,832

居宅サービス種類別経費

(単位:円)

サービスの種類	14年度	15年度	16年度	17年度
訪問介護	4,182,217,417	4,980,830,869	5,441,779,418	5,482,368,406
訪問入浴介護	331,446,896	373,249,948	369,470,821	343,954,390
訪問看護	490,348,001	527,906,754	578,082,274	620,083,480
訪問リハビリテーション	17,817,146	18,191,601	13,670,443	13,173,755
通所介護	1,797,053,374	2,138,063,822	2,595,526,736	3,039,747,359
通所リハビリテーション	507,879,313	556,567,806	624,257,611	657,114,421
福祉用具の貸与	580,804,803	765,583,866	894,905,829	977,650,041
短期入所	622,034,396	649,099,467	689,559,981	698,376,520
居宅療養管理指導	127,637,130	142,294,389	168,286,400	185,715,822
認知症対応型共同生活介護	100,650,258	220,685,392	411,788,523	566,442,427
特定施設入所者生活介護	477,567,160	685,854,613	1,023,385,112	1,285,805,023
居宅介護支援	733,378,330	1,043,052,404	1,182,361,227	1,277,261,064
福祉用具購入費	56,878,155	61,575,558	59,264,782	61,616,621
住宅改修費	181,425,978	201,400,013	188,874,486	188,617,551
合 計	10,207,138,357	12,364,356,502	14,241,213,643	15,397,926,880

施設サービスの利用状況

施設サービスを利用する場合には、直接施設と契約を交わし入所・入院することによってサービスを利用する。施設の種類や要介護度によって、施設サービスの利用額が決まる。利用者は食事の標準負担や日用品などを除いて、原則として1割を負担し、残り9割を保険給付する。平成17年10月からは食事の標準負担は廃止となり、食費・居住費が自己負担となった。

施設サービスの要介護度別利用人数

(単位：延べ人数)

施設・要介護度区分		14年度	15年度	16年度	17年度
介護老人福祉施設	要支援	53	13	2	0
	要介護1	1,684	1,347	1,037	845
	要介護2	2,129	2,169	1,958	1,923
	要介護3	2,925	3,027	3,180	2,865
	要介護4	4,449	4,911	5,250	5,947
	要介護5	3,029	3,750	4,947	5,439
	施設別計	14,269	15,217	16,374	17,019
介護老人保健施設	要支援	-	-	-	-
	要介護1	1,184	1,012	751	748
	要介護2	1,725	1,479	1,400	1,463
	要介護3	2,077	2,141	1,953	2,428
	要介護4	1,915	2,019	2,305	2,457
	要介護5	654	720	966	1,096
	施設別計	7,555	7,371	7,375	8,192
介護療養型医療施設	要支援	-	-	-	-
	要介護1	172	128	97	115
	要介護2	273	403	273	275
	要介護3	649	793	803	693
	要介護4	2,210	2,411	2,150	2,016
	要介護5	2,385	2,904	3,380	3,507
	施設別計	5,689	6,639	6,703	6,606
合 計		27,513	29,227	30,452	31,817
1か月平均		2,293	2,436	2,538	2,651

施設サービス種類別経費

(単位：円)

施設	14年度	15年度	16年度	17年度
介護老人福祉施設	3,702,808,227	3,759,280,891	4,065,514,997	4,252,209,767
介護老人保健施設	1,919,137,651	1,810,270,699	1,836,132,627	2,072,844,973
介護療養型医療施設	1,937,294,767	2,334,321,619	2,392,600,517	2,357,425,901
食事費用	1,248,112,300	1,342,938,000	1,402,941,770	862,789,240
合 計	8,807,352,945	9,246,811,209	9,697,189,911	9,545,269,881

(2) 低所得者の利用者負担減額

介護サービスを利用した場合に、利用者は原則1割を負担する。低所得者が介護サービスを利用しやすいように各種の軽減策をとっている。

平成17年10月から法改正に伴い、利用者負担段階や軽減内容が変更になった。

高額介護サービス費の支給

介護サービスを利用して支払った1か月の利用者負担額の世帯合計が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。

平成17年10月から利用者負担段階の区分および上限額が変更となった。

(単位：件・円)

年度	区分	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	特別区民税世帯 非課税者	特別区民税世帯 課税者	合計
		上限 15,000円	上限 24,600円	上限 37,200円	
14	件数	2,605	15,124	4,636	22,365
	金額	27,209,289	97,831,390	22,092,914	147,133,593
15	件数	3,835	16,215	5,229	25,279
	金額	36,542,143	99,367,841	24,666,047	160,576,031
16	件数	4,999	18,651	5,994	29,644
	金額	46,156,502	113,144,048	29,505,322	188,805,872
17	件数	3,291	12,531	3,437	19,259
	金額	32,614,158	77,929,596	17,187,727	127,731,481

17年度は17年10月処理分(9月利用分)まで

平成17年11月処理分(10月利用分)から

(単位：件・円)

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	合計	
	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、第2段階以外の方	区民税課税世帯の方		
上限額	15,000円	15,000円	24,600円	37,200円		
17	件数	2,362	7,196	4,903	2,494	16,955
	金額	23,674,332	89,511,968	30,512,738	12,412,802	156,111,840

食事の標準負担額(食費)の減額

介護保険施設の入所・入院者で特別区民税世帯非課税者等に対して、申請に基づき食事の標準負担額(1日あたり780円)を減額していたが、平成17年10月から居住費(滞在費)・食費が自己負担となったことに伴い、廃止された。

(単位：人)

区分	年度				
	14	15	16	17	
・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	日額 300 円	170	218	236	204
特別区民税世帯非課税者	日額 500 円	742	1,062	1,269	1,326
合計		912	1,280	1,505	1,530

平成 17 年度は 9 月まで

食費・居住費の軽減（負担限度額）

平成 17 年 10 月から居住費（滞在費）・食費が自己負担となったことに伴い、低所得者の負担が過重にならないよう、介護保険施設利用時（入所・短期入所）には基準費用額（平均的な費用）と負担限度額との差を保険給付で補う補足給付が創設された。

介護保険施設の入所・入院者（短期入所を含む）で特別区民税非課税者等に対して、申請に基づき、食費・居住費を軽減する。

(単位：人)

利用者負担 段階 年度	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	合計
	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の方	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、第 2 段階以外の方	
17	275	1,470	584	2,329

平成 17 年 10 月からの実績

訪問介護利用者負担額の減額

国の特別対策により、平成 11 年度中に区のホームヘルプサービスを無料で利用していた障害者への利用者負担を 10% から 3% に減額している。低所得者（練馬区では国の基準より対象者を拡大）についても同様に実施していたが、15 年 7 月からは 6% に、17 年 4 月からは廃止となった。

区分 年度	認定証交付者数 (人)		公費支払人数 (延べ人数)		経費(円)	
	障害者	低所得者	障害者	低所得者	障害者	低所得者
14	311	2,793	3,505	25,426	23,904,937	121,184,402
15	371	3,208	2,984	25,113	23,221,560	94,374,527
16	328	2,995	3,117	25,285	23,296,907	73,567,723
17	256		2,604	2,179	19,006,204	6,452,863

注：17 年度は低所得者については 3 月利用分までの実績

生計困難者に対する利用者負担額の減額

世帯非課税者等の一定の条件に該当する方が、減額を申し出た事業者の対象サービスを利用した場合、利用者負担額を5%に減額する制度を、14年度から開始した。

平成17年10月から、利用者負担額を7.5%に変更した。(老齢福祉年金受給者は5%のまま。)

区分 年度	認定証交付 者数(人)	助成件数 (件)	助成金額 (円)
14	395	3,121	12,338,162
15	611	4,417	14,773,440
16	557	4,674	18,815,869
17	657	3,853	14,622,179

災害等の場合による利用者負担額の減免

災害などの特別な理由により利用者負担が困難になった場合には、申請により1割の負担額を一定期間減額・免除する。

12～17年度	減額・免除なし
---------	---------

境界層該当者の負担軽減

本来適用される利用料・保険料などを負担した場合に生活保護に該当する方について、より低い基準等を適用すれば生活保護にならない場合に、利用料や保険料などを軽減する。

適用される費用は、食事の標準負担額、高額介護サービス費および保険料などである。

区分 年度	14	15	16	17
適用の種類		食事の標準負担額	食事の標準負担額 高額介護サービス費	食事の標準負担額 高額介護サービス費 負担限度額
軽減者数(人)	0	6	10	10

(3) その他

住宅改修理由書作成に対する支援

介護支援専門員(ケアマネジャー)等が居宅介護(支援)住宅改修費の申請に係る理由書を作成した場合、これらの者に対して介護保険対象外のサービスである介護予防・地域支えあい事業(高齢者等の生活支援事業)として助成を行う。平成15年度から、助成条件が変更され、件数が減少した。助成額は、1件あたり2,000円である。

区分 \ 年度	14	15	16	17
助成件数(件)	1,374	615	264	283
助成額(円)	2,748,000	1,230,000	528,000	566,000

ケアプラン作成

居宅サービスを利用する場合には、ケアマネジャーに居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼する。また、ケアプランは自分で作成することもできる。

(単位：延べ件数)

区分 \ 年度	14	15	16	17
ケアプラン作成依頼届出数	98,644	116,736	114,492	140,178
自己作成計画受付数	64	48	44	35

暫定サービス利用支援

平成13年度から、要介護認定申請中に死亡するなど要介護認定結果が出せなかった方が、暫定ケアプランによりサービスを利用した場合に、保険給付相当額を支給する練馬区独自の事業を実施している。

区分 \ 年度	14	15	16	17
件数(件)	3	5	6	8
支給額(円)	60,600	134,051	77,760	88,333

給付の適正化

給付の適正化を図るため、給付事務が第三者の行為によって生じた場合の求償や、他制度との併給調整および介護報酬の不適切な算定の是正を行う。確認された過払いの給付費は返還請求を行う。第三者行為求償事務については、国保連合会に委託している。

不適切な算定による返還請求

年度	14	15	16	17
件数	3	2	2	3

第三者行為求償(申請件数)

年度	14	15	16	17
件数	3	1	0	1

(4) 保険給付の制限

介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて次のような措置がとられる。

1年間滞納した場合（支払方法の変更）

介護サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担し、後日申請により9割分が払い戻される。

1年6か月間滞納した場合（保険給付の一時差止）

利用している介護サービスの給付費(9割)の一部または全額を一時的に差し止める。さらに滞納が続く場合は、差し止めた給付費から滞納保険料額を控除する。

2年間以上滞納した場合（給付額の減額）

2年間以上滞納し時効になった保険料がある場合、その未納期間に応じて、利用者負担が3割に引き上げられる。また、高額サービス費の支給が受けられなくなる。

年度	14	15	16	17
種類	支払方法の変更	支払方法の変更(2) 給付額の減額 (2)	支払方法の変更(2) 給付額の減額 (16)	給付額の減額
件数	2名2件	3名4件	17名18件	33名33件

各年度の件数は、前年度から引き続き処分中のものも含む